

品川区新型インフルエンザ等対策本部条例を公布する。

平成25年3月27日

品川区長 濱 野 健

品川区条例第9号

品川区新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、品川区新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部に部を置く。

- 2 部に部長を置き、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）の指名する新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）がこれに当たる。
- 3 部に属すべき区の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に係る重要な事項を審議するほか、本部における情報交換および連絡調整を行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。